

令和元年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年1月29日(水)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】 それでは、ただいまより令和元年度第 7 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、よろしくをお願いいたします。

事前に p お送りをした資料は、資料 2 8 と、資料 3 8 から資料 4 6 までの資料です。また、本日、机上に「委託契約書等に明記する個人情報保護の特記事項の一部改正」に係る資料及び「実施機関における個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」の改正関係の資料を置かせていただきました。これについては、最後にご説明させていただきたいと思っております。また、資料については、それぞれの案件の際に、1 つ 1 つご確認をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【会 長】 それでは、議題に入り審議を進めてまいります。説明をされる方は資料の要点を説明していただいた上で必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず、資料 2 8 「全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）における外部結合について（情報項目の保存先の変更）」であります。それでは、資料を確認した上でご説明ください。

【消費生活就労支援課長】 消費生活支援課長です。それでは、まず、資料の確認をお願いいたします。「資料 2 8」と書かれた資料でございます。その次に資料 2 8 - 1 「全国消費生活情報ネットワークシステムにおける相談情報の流れ」という図でございます。それから最後に「参考 2 8 - 1」と書かれた「次期 P I O - N E T 入力項目一覧」の資料となります。

それでは、ご説明をさせていただきます。前回は説明に分かりにくいところがあったかと思っておりますので、今回は資料に追加をしている部分がございます。その追加した部分、赤字の部分を中心にご説明させていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

資料 2 8 の 2 ページ目の事業の概要のページをご覧ください。新宿消費生活センターでは年間 3, 0 0 0 件を超える相談の記録を国民生活センターが設置しています P I O - N E T（パイオネット）と呼ばれるシステムに保存しております。現在は、個人情報項目だけは消費生活センターに設置されている P I O - N E T の専用端末に保存しております。それ以外の項目を国民生活センターが委託しているデータセンターに保存するという方法を取っております。

資料の赤字の部分になりますが、昨今、報道等もされておりますが、不正アクセスによる情報流出の事案の発生などがございまして、また、サイバー攻撃の動向への対応が必要になって

おります。端末の盗難による情報漏洩リスクや大規模災害等によるデータ損失といったことへの対応も課題となっているところでございます。こうした状況の中、国民生活センターのP I O - N E T刷新検討会においても、政府機関との情報セキュリティのための統一基準を満たすシステムへの刷新が急務であるとされております。

そこで、国民生活センターではP I O - N E Tシステムへの相談記録の保存に当っては、個人情報をご各自治体によるP I O - N E T端末に保存してバラバラに安全対策を講じるのではなく、全国一律で全ての情報項目をデータセンターに保存する方法に切りかえることによって、情報漏洩のリスクやデータ消失のリスクを低減し、情報セキュリティレベルのさらなる向上を図ることになりました。そのため、区におきましてもリスクの低減と情報セキュリティ対策向上のために、個人情報項目の保存先をデータセンターに変更するというものでございます。

ここで、資料28-1をご覧くださいませでしょうか。資料28-1は保存先変更後の相談情報の流れを図にした資料となっております。図の左側は相談対応の図でございます。相談があった場合は、たとえ匿名の相談であったとしても消費生活の相談であれば全て丁寧に対応し、助言やあっせん等を行っているところでございます。図の左側は相談対応の説明ですが、図の右側は相談対応終了後になります。③の吹き出しですが、相談員の対応が終わりましたら、P I O - N E Tシステムにその内容を要約して相談員が入力しております。匿名の相談者につきましては、匿名として記録をするので個人情報の入力はいたしません。氏名等をお伺いした場合はその情報も入力いたします。④ですが、入力した情報はデータセンターの端末に登録されます。データセンターにある個人情報には、新宿消費生活センターからしかアクセスできないようになっております。国民生活センターや他の自治体の消費生活センターからは、相談内容の要約のみ閲覧できるようになっております。

資料28にお戻りください。資料28の4ページ目でございます。情報保護対策の8番目、今回8番を追加いたしました。区はデータセンター事業者が、情報セキュリティマネジメントに関する国際規格である「I S M S 認証」取得事業者であることを確認するとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」、及び「国民生活センター情報セキュリティポリシー」への準拠に関する国民生活センターとデータセンターとの契約書・仕様書を確認し、区が求める情報セキュリティ対策水準を満たしていることを確認したというものでございます。

まず、データセンターを運営する事業者がI S M S 認証を取得しているということでございますが、このI S M S 認証を取得することによりまして、区の情報セキュリティポリシーよりもさらに厳しい基準を満たしていることを確認することができました。また、今回国民

生活センターにお願いをしまして、契約書と仕様書の情報セキュリティ個人情報保護に関する部分を確認させていただきました。区が求める情報セキュリティ対策基準がそちらに書いてあることを確認したところでございます。

最後に、参考資料としまして参考28-1を配付させていただいております。この表の真ん中、暗号化項目と非電送項目というところに、2ページ以降、幾つか丸がついているございます。この丸のついている項目が個人情報項目ということになりまして、こちらは新宿消費生活センターしかアクセスできない項目になっているものでございます。ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】 まず、事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見の報告をお願いいたします。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧では、前回の審議でもご紹介いたしましたが、改めてご意見としてはサイバー攻撃の防御力の増強や、大規模災害、盗難による情報の消失、漏洩のリスクを勘案すると、専用端末からデータセンターに保存先を変更するという対策は情報管理上望ましい形態になっているということ、それから、データセンターの運用管理を行う事業者はISMS認証を取得しているセキュリティレベルが高い事業者であるが、万が一事故等が発生した場合の連絡体制の確認だけはしっかりと行うことというご意見をいただきました。意見を受けて、担当課の対応ですが、区、国民生活センター及びデータセンター運用・管理事業者の3者で締結する個人情報の取扱いに関する覚書において、事故等が発生した場合は、事業者から国民生活センターに直ちに連絡をし、その後、国民生活センターから区に報告させる内容を明記するというで回答をいただいております。以上です。

【会 長】 データセンターというところと国民生活センターというところは、これは同一の団体が管理しているのですか、別のところですか。

【区政情報課長】 国民生活センターは、独立行政法人国民生活センターということで、独立行政法人です。このデータセンターというのはデータセンターという場所といいますか、データを保存するシステムがあるところをセコムトラストシステムズ株式会社が運営しております。

【区政情報課長】 こちらの情報セキュリティアドバイザー意見一覧にも書いてありますが、セコムトラストシステムズという株式会社になります。この会社と国民生活センターが契約をしているということです。今回、この契約書・仕様書の情報セキュリティに関する部分を確認したところでございます。

【会 長】 新宿区とデータセンター、セコムとは何の契約もしないのですか。

【区政情報課長】 データセンターを運営しているこのセコムトラストシステムズと、新宿区が契約できるのが一番望ましい形であると考えまして、そここのところは国民生活センターにお願いをしてみたのですが、それはどうしてもできないという話がありました。それを受けまして、それでは国民生活センターとセコムトラストシステムズが結んでいる契約書・仕様書の内容が十分区の個人情報を保護できるものになっているかどうかというところの確認をさせていただきますということをお願いし、確認させてもらったところでございます。

【会 長】 ご質問かご意見はございますでしょうか。

【三雲委員】 2つ伺いたいのですけれども、まず資料28-1で、相談対応終了後の図がありますが、これはデータセンターに保存されている個人情報、相談内容の要約、これは新宿区の消費生活センターのほうで検索、閲覧ができるとなっています。この新宿区の端末は、データセンターにある情報を端末側にダウンロードして保存することができるような仕組みになっているのでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 それはできないようになります。

【三雲委員】 当然セキュリティ上大事なことだと思いますので、確保いただければと思います。もう1つ、今回、こういう方針転換があつて、データセンターのほうに自治体の情報を集めて保管することになったと思うのですが、当然、このデータセンターそのものが情報漏洩、あるいはそのリスクが明らかになったとき、新宿区としてはさらに方針転換をすると、もう一度、新宿区側で責任を持って保管するという選択もあり得ると思うのです。そういった選択が将来的に可能な取り決めになっているのか、また、技術的にそういったことが可能になっているのか、この辺はいかがでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 万が一、万万が一、そういった情報漏洩、情報の流出ということがあった場合、新宿区として、もちろん委員ご指摘のように考えなければならないと思っております。そのような場合、そういった個人情報だけをデータセンターではなく新宿区で保管することができるのかということですが、まだその話はしておりませんが、そうなった場合にはそれは可能でございます。個人情報だけ入れないで、P I O-N E Tの相談内容の要約だけ入れて、また閲覧もするという方法は可能な仕組みにはなっております。

【三雲委員】 そういった問題が生じた後の相談については、そういう対応をすることができるというのは当然のことだと思うのですが、それ以前に入力した個人情報についても取り戻してデータセンター側から消去してもらい、こういったことも考えなければいけないときがあると思うのです。その点の対応はいかがでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 そのことについては、直接国民生活センター、データセンターに確認しておりませんが、もちろんそのようなことになった場合は、データセンターにあるものは、過去のものも含めて全部新宿区に返却していただき、あちらにあるものは抹消されていることを確認したいと考えております。

【三雲委員】 今のは、そのような要望を区として持っているという話だと思っておりますけれども、できればそういったことはデータセンター、国民生活センター側と交渉して、事前に取り決めておき、いざ事故が起きたときの対応がスムーズだと思いますので、進めていただければいいと思います。以上です。

【会 長】 ほかに、木もと委員。

【木もと委員】 資料28-1のところですが、匿名相談者については氏名欄等匿名として処理をするという形が取れるということですが、この匿名で相談できることの周知、そういうことをしっかり相談者側には伝えていただきたい。個人情報等々を気にする相談者の方もいると思うのですが、そのあたりはどのような形で匿名でもできますよということをお知らせしているのか、状況を教えてください。

【消費生活就労支援課長】 現在、匿名でも相談できるということを強調して周知しているということはありませんが、必ず氏名等をお伺いしないと相談できませんといったことは一切言っておりません。高齢者総合相談センターなど、業務で提携しているところでは、実際、個人情報を言いたくないということが時々あるものですから、そういった連携先の機関等にはお名前等お知らせしたくない場合には、相談の概要だけでも構いませんのでということで、日ごろからそこはお願いしているところでございます。

【木もと委員】 分かりました。まず、この匿名でもできるということは、しっかり周知というか伝えたほうがいいと思いますので、そのような形で行っていただければと思います。以上です。

【会 長】 ほかにご質問はございますか。

【藤原委員】 確認なのですが、11月7日の第5回審議会のときにも、変更後の全国消費生活情報ネットワークシステム概要説明図の資料をいただいています。そのときのご説明では、個人情報を除く相談情報と、それから個人情報、もろもろをデータセンターに外部結合し、送るという話があり、この外部結合しなければ相談情報が使えないというお話や、個人情報を示さないで相談している方に対してはあっせん対応ができないというお話がありました。そこは変わらずということなののでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】 個人情報の中で特に氏名をおっしゃらない場合は、事業者さんに消費生活センターがその契約のことでお話をする際に、どの契約か特定できませんので、そういった場合はあつせんができないという場合はございますが、基本的には匿名でもできる限りの対応はさせていただいているところでございます。

【藤原委員】 それからもう1つ、外部結合を今回しなければ、相談情報のデータベースが使えないというところも変わらずということでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 外部結合、つまりP I O－N E Tシステムを使うということをしなければ、P I O－N E Tシステムの閲覧ができない部分があります。インターネットで検索できるような簡単なものというのがありますが、基本的にはこちらの情報を見ることはできません。

【藤原委員】 そうすると、今回の資料28の中の赤字で増えた8のところは肝で、要するに安全かどうかをきちんと確認したというのが今回の趣旨ということで理解してよろしいのでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 はい、そのように。

【藤原委員】 はい、ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。では、須貝委員。

【須貝委員】 資料28-1の図の相談対応終了後のほうの図を見ますと、新宿区としてこのデータセンターに直接管理・監督ができない形になっているわけですが、個人情報が流出した場合、対応等が本当に大丈夫なのか、新宿区としてデータセンターへの確認など、そういうことはできるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】 現在の契約書・仕様書を確認したところ、まずは国民生活センターのほうにデータセンターに立ち入りをする権限があることになっております。自治体、新宿区のほうはそういったことをすることにはなっていないのですが、安全対策をしっかりと確認したいということで、こちらの仕様書・契約書を確認いたしました。政府機関等の情報セキュリティのための統一基準、また、総務省が地方自治体に示している安全基準と同じレベルのものということも確認できました。万万が一ということはもちろん100%否定できるものではないのですが、今回、最大限の安全策が図られていることは確認したところでございます。

【須貝委員】 問題が起きたときの確認というのは、直接にはしないということになるのです

ね。

【消費生活就労支援課長】 はい。

【須貝委員】 個人情報をこのデータセンターに預けるので、個人情報データの保有者として何らかの管理・監督ができるような術があるといいなという感じはするのです。あともう一つは、平時においても国民生活センターがデータセンターに対して、例えば年1回くらい立ち入り調査をすると思うのですが、その結果について、そのシステムを利用しているところに報告をするなど、そういうシステムにはなっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】 その結果について、各自治体への報告ということにはなっていないところです。

【須貝委員】 そうするともう国民生活センターに任せっ放しというような形になりますね。

【消費生活就労支援課長】 任せっ放しにならないようにしたいので、今回、見せてもらえるものは見せてもらうようにしましたが、P I O - N E Tが概ね5年に1度と刷新するということがありますので、次の機会には新宿区としての何らかの対応を取れるように要望はしていきたいと思っております。

【須貝委員】 国民生活センターが全国を統一してやっているシステムなので、やはりデータ保有者の立場を考えて、預かりっ放しでなくて適宜管理・監督した結果についても報告するような形になると望ましいのではないかと、安心できるのではないかと思いますので、一言つけ加えさせていただきます。

【会 長】 今のご意見なのですけれども、結果的に向こうがどの程度やってくれるかはともかくとして、何かそういう申し入れだけするということはできないのですか。

国民生活センターがデータセンターに何らかの管理、個人情報の管理状況を把握するために何かやるわけですね。立入検査には、何て書いてあるのですか。何か報告を求めるなど、できないのですか。

【消費生活就労支援課長】 個人識別情報が漏洩等をされた事実またはその可能性があることを国民生活センターが知った場合、直ちに乙、新宿区に連絡をし、対応を協議するものとするという記載があるのですが、年に1回とか定期的報告という記載はないところでございます。

【会 長】 定期的はない。それならば、こちらのほうから定期的に聞くとか。この1年間、事故はありませんでしたというのも、向こうにしてみれば報告です。任せっ放しではなくて、何かそのようなことを考えたらどうでしょうかという提案です。その程度は検討をされたらど



うですか。

【消費生活就労支援課長】 ありがとうございます。こちらのほうから国民生活センターのほうに聞いてみるということで、報告を受けることにしたいと思います。

【須貝委員】 了解です。

【会長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は、外部結合の諮問事項ですが、承認ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料38「共同運用センター（データセンター）における介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付支払等システムのデータ保管業務等の再委託について（再委託先の変更及び追加）」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【介護保険課長】 介護保険課長です。どうぞよろしくお願ひいたします。資料の確認でございます。ホチキスどめ資料38、それから資料38-1、現行の電子データの流れという図、そして資料38-2、変更後の電子データの流れ、38-3、審査等事務に係る情報項目、以上4点と、参考38-1、「新宿区情報公開・個人情報保護審議会におけるシステムに係る再委託の取扱いについての目安」となります。障害者福祉課と一緒に報告という形で、介護保険課のほうで説明をさせていただきます。

では、資料38を1枚おめくりいただきまして、事業の内容から説明をさせていただきたいと思います。資料38-1と38-2もお手元に広げながら見ていただきたいと思います。

事業内容のところ、まず1番と書いてあるところです。介護保険課では介護給付に係る審査及び支払いに関する事務について、東京都国民健康保険団体連合会（国保連）に委託をして、介護保険審査支払等システムを介して事業を行っています。②番、障害者福祉課のほうになります。障害福祉サービスの介護給付費または訓練等給付費、こちらの審査及び支払いに関する事務、こちらも国保連に委託をしております、障害者総合支援給付審査支払等システムを介して行われております。資料38-1、現行の電子データの流れの図を見ていただきますと青い四角のところ、こちらが新宿区になっております。委託先、緑色のところが国保連、こちらのほうでやりとりをして業務をやっているという形になっております。2ページに戻っていただいて、第2段落目のところを見てください。介護保険審査支払システムと障害者総合支援給付支払等システム、こちらのシステムは富士通株式会社が設置する管理する共同センター、データセンターにサーバを配置して一元的に管理をしています。また、資料38-1の黒四角の

ところ、共同運用センター（富士通（株））となっているところで、一元的に管理をしているというのが現在の状況です。また、2ページに戻っていただきまして、3段目です。この度、令和2年5月に介護・障害支払等システムの機器の更新を予定しており、共同運用センター、データセンターが移転します。それに加えましてバックアップデータ保管業務の再委託業務の追加がございます。

機器更新については、サーバの機能の強化、それから経費の削減、バックアップ体制の強化を目的として、国保連で実施するということになってございます。変更点を見ていただきますと、まずは（1）番のデータセンターについては、富士通株式会社から鉄道情報システム株式会社へと変更になります。それから、（2）番のほうでは、バックアップデータについて、現在、国保連のところに保存してあるものが、東日本電信電話株式会社のほうに再委託します。バックアップセンターにおけるデータ保管業務の再委託業務追加は、大規模な災害のときなど、事業の継続性の確保ということから、今回、踏み切ったものです。

この共同運用センター及びデータセンターへの再委託先というのは、どちらも機器を設置する場所の提供という形になりますので、個人情報へのアクセスはできないというものになっております。資料38-2を見ていただき、変わったところを説明をしたいと思います。新宿区から緑色の国保連のほうに受給者情報の送信をします。その後、送信したデータは共同運用センターで管理されます。この共同運用センターの事業者が変更しました。資料38-1の現行の流れを見てもらいますと、国保連の緑色の四角の中にデータセンター、バックアップデータの保管となっています。ここの部分が資料38-2の変更後では赤になっています。2点目の変更点としては、データセンターが東日本電信電話株式会社となり、バックアップデータを保存する形に変更となります。

また、資料38に戻っていただき、3ページをご覧ください。4番の対象者です。①番、介護保険の対象者は1万4,347人、令和元年9月現在の数字となります。それから②番、障害福祉サービス等給付者数は2,618人が、対象者数となっております。

めくっていただきまして、委託先になります。平成25年の第6回の審議会からの変更事項については太字、下線で表記しております。委託先（再委託先）の1番、共同運用センターにおけるデータ保管業務は、鉄道情報システム株式会社に再委託します。2番、バックアップセンターの保管業務は、東日本電信電話株式会社に再委託するという形になります。どちらもデータの保管業務をお願いするという形になり、個人情報に直接アクセスすることはありません。

区が行う情報保護対策で、お伝えしたいところとしては、資料38の9ページ、別紙2の特

記事項、19項、22項に基づき調査及び指導等の対応をいたしします。甲、区は、乙、国保連に対して情報保護対策に基づいて、丙が適正に業務していることを立ち入り調査により確認すると書いてあります。それから22項では、この確認のほか、必要に応じて直接再委託先の丙に報告を求めて、調査を行い指導することができるという形で盛り込んでいます。

資料38の5ページ、受託先と再委託先の情報保護対策としては、I SMSの認証を取得していることを確認するとともに、3番、物理的な入室に当たっては、手荷物及び不正な端末の持ち込みを禁止して手荷物チェックを行わせ、4番、監視カメラの設置などの対策を講じることとなっています。また、ここには書いていませんが、有事、何かシステムに障害があったときは、アクセスするのは国保連となりまして、国保連が直接対応することを確認しているところでございます。資料38-3は、審査等事務に係る個人情報の項目をまとめたものです。私からの説明は以上となります。

【会 長】 それでは事務局のほうから、セキュリティアドバイザーの意見を報告願います。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧、2行目でございます。物理的な対策、運用上の対策ともに十分な対策が取られているということでございますが、担当課といたしましては専用回線の使用やウィルス対策、ログの記録・管理等の情報保護対策を徹底するというところで回答をいただいております。以上です。

【会 長】 先程の議題で、同じような形でデータセンターが、出てきたと思うのですが、今回の特記事項では、区のほうから情報管理状況について確認する方法が書いてあまりした。今、読まれたこの件の特記事項の19項以下に、「甲は」というのは新宿区でしょう。説明者に聞きますが、特記事項の19項から22項まで説明を受けました。甲というのは新宿区なのでしょう。

【介護保険課長】 はい。今、私がそこだけをスポットで読み上げましたが、8ページから最初に始まっています、8ページの上のところに甲も新宿区です。乙が個人情報を取り扱う業務の委託を受けたので、今回の件では、国保連になります。そして丙が、情報を直接は扱わないのですが、国保連から委託を受ける鉄道情報システム株式会社と東日本電信電話株式会社となります。22項において、甲、新宿区は丙に直接報告を求めて調査を行い、指導することができるとなっています。

【会 長】 私は今、事務局に申し上げるのだけれども、先程の議題で、今回入っている特記事項を、直接の関係で入れられないのかもしれないけれども、先ほど須貝委員からもご意見が出ているのだから、これくらいを検討するように言ってくれませんか。他のデータセンター

ではこういうルールがありますよと。だから、こういうことを検討できないのですかと伝えてください。

【区政情報課長】 事務局という立場で消費者支援課と一緒にこの間、国民生活センターに要望を出してまいりました。今の時点では難しいという回答だったのですが、再度審議会からもそのようなご要望が出たということも含め、引き続き要望していきたいと思っております。

【会 長】 お願いします。

では、本題に戻ります。この資料38の件について質問かご意見ありますか。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 今回、国保連さんが、問題が起きたら対応するという話があったと思います。資料のほうを見ると「再委託先はサーバ機器を設置する場所の提供を行い、個人情報データへのアクセスはできない」と書いてあるのですが、この問題が起きたときの対応について気になることがあります。まず言葉の意味を念のため確認したかったのですけれども、「再委託先はサーバ機器を設置する場所の提供」という表現は、空間的な場所のことなのかなと思ったのですが、場所というのはデータ上の場所という意味は含まれないという認識で間違いはないですか。場所というのは、例えば、空間的なここが場所だと思うのですけれども、もう1つインターネット上の場所、コンピュータ上の保管場所という意味もあると思うのです。物理的なものではなく。そのあたりの場所というのは空間的な場所ということで間違いはないですか。

【介護保険課長】 物理的、空間的な場所になります。

【伊藤（陽）委員】 そうすると、例えばこの資料38-2の図のように、データの保管ということでサーバの絵が2つ描いてあるのですが、これは鉄道情報システム株式会社が場所だけを提供して、このデータを保管するサーバの機器に関しては国保連がつくって、技術者も国保連が出して管理するということよろしいですか。

【介護保険課長】 国保連がシステムを入札しました。幾つかあったシステムの中で、鉄道情報システムが落札されたという形になっていますので、仕組みを持っているのは鉄道情報システムとなります。

【会 長】 ものがどこにあるかではなくて、この資料38の4ページに書いてあるように、委託先は国保連ですよ。

【介護保険課長】 はい、委託先は国保連です。

【会 長】 再委託先は鉄道情報システム株式会社と東日本電信電話株式会社2つあるという説明です。再委託ということは、国保連と鉄道情報システム株式会社、東日本電信電話株式会社との間に委託契約があるわけですよ。再委託なので、その国保連のビルの1階とか3階に

ありますという話をしているわけではないわけですよ。そのような場所とか空間ではなく、契約して誰が責任を持つのが、ここの議論なのです。場所というのは説明で別に聞き流しているわけですが、問題は誰が責任を負う形になっていきますかということを説明して欲しいのです。ものがどこにありますか、何丁目何番のビルの3階にありますみたいな話をしてもしょうがないでしょう。そういうことでしょう。伊藤委員、どうぞ続けてください。

**【伊藤（陽）委員】** 今の話なのですが、最初の説明だと物理的な場所という話でしたが、今の話を聞いているとシステム全体の話ということがありました。責任をどこが取るかという話になってくると、再委託先に問題があつときに、先ほど有事のときは国保連が対応という話だったのですけれども、結局この再委託先が対応することにならないと、むしろ変なのかなとも思ったのです。例えば、データセンターでケーブルが抜けていましたとなったときは、これは再委託先がやらないとそもそも変なのではないかなとも思ったのですが、どこがどう責任を取って、どう対応するかというのをもうちょっと説明いただけると助かります。

**【介護保険課長】** ケーブルが抜けていたなどは、物理的なことだと思うので再委託先がやると思うのですが、データについての責任は全て国保連側にあり、国保連が対応をするという仕組みになっています。

**【伊藤（陽）委員】** そうすると、例えばシステム的なトラブルがあつた場合は、国保連の技術者の方がいらっしゃって、技術者の方がそのサーバのアクセスの内容を対応するという話になるとも聞こえました。そうすると、結構再委託先も2つあって、国保連の方が対応するのも難しいような気もしたのです。この再委託先が、システムの問題を対応することも考えられるのですけれども、そういうことはないのですか。

**【介護保険課長】** そういうことはなく、国保連のほうが対応をするという形で聞いています。

**【伊藤（陽）委員】** これで最後にしたいのですが、結局、この国保連の中に技術者がいらっしゃるということなのですかね。データを扱う、例えばそのデータを読んだりとか書き換えたりとか削除したりというのは操作でできる人がいると思うのですが、サーバで問題が起きたときに国保連が対応するというのは、国保連の中にエンジニアの方がいらっしゃって、エンジニアの方がこの再委託先の2つに出向くか、もしくはインターネットか何かを使って操作をして対応するという認識で間違いはないですか。

**【介護保険課長】** 技術的専門家がいるかどうかは、確認をいたします。この資料をつくる上で、責任は国保連にあります、責任持って国保連が対応しますということを聞いています。技術者がいるかどうかというところについては戻って確認したいと思います。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。実際に国保連のほうに技術者がいなければ、国保連が有事のときに対応するというのは、まず難しい話なのかなと思いました。やはりこの資料の3ページ、「サーバ機器を設置する場所の提供を行い、個人情報データへのアクセスはできない」というこの表記があると、実際のところ再委託先がどこまでやるのか、曖昧です。国保連のほうでどこまで対応できるのか、実際どうなるのかというのがよく分かりませんでした。再委託先も私は対応が必要なケースが必ず出てくると思うのです。物理的にもサーバの問題は必ず起きますから、そういったときにどこまでがこの再委託先で対応するのかをより明確にしたほうがいいと思うので、そこは確認いただきたいと思いました。以上です。

【会 長】 それは確認していただいて、ご報告しないでもいいと思いますが、要するに個人情報危険にさらされないように確認して進めていただきたいという趣旨だと思います。

【介護保険課長】 はい、分かりました。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】 今の伊藤委員の質問に関して、資料38の3ページ目については、「サーバ機器を設置する場所の提供等」ではなくて、「サーバ機器の提供等」を行うということだと思うので、それはお願いしたいと思います。もう1つ伺いたいのは、資料の4ページのところに、委託先の2番、東日本電信電話株式会社と書いてある次に、「国保連センターにおけるバックアップデータ保管業務」と書かれていて、同じように再委託理由の2番のところ、東日本電信電話株式会社下のほうに、「国保連センター（データセンター）におけるバックアップデータ保管業務」と書かれていますが、場所としては国保連の管理する建物、国保連センターにおいて、バックアップセンターというものがあって、そこにNTT東日本がサーバ等の機器を提供することを意味しているのか、あるいはこれは資料38-2の図を見ますと、変更点2のところ、赤いくくり、これは国保連の管理する場所とは区別されているようにも見えるのです。そうすると、これはNTT東日本の管理する建物において、NTT東日本がサーバ等の機器を提供して、そこにバックアップデータを保管するという意味なのかちょっと分からない。むしろ、資料38-2のこの図と資料38の4ページの先ほど指摘した記載は矛盾するように見えるのですが、これはどちらが正しいのでしょうか。

【介護保険課長】 資料38-2の図のほうが正しいです。バックアップデータなので、災害などのときのことも考えて別の場所という目的もあり、この機会に委託先を増やしますということなので、国保連がある建物とは違うところにあります。

【三雲委員】 分かりました。

【会 長】 よろしゅうございますか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。なければ本件は報告事項ということなので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料 3 9 「特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導上の指示内容等の情報提供及び検査結果（血圧、血糖、腎機能等）の情報提供業務の委託について（委託内容の追加等）」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】 健康づくり課長でございます。本日の資料ですが、資料 3 9 並びに資料 3 9 - 1、この 2 種類をご用意してございます。

それでは、ご説明に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

【会 長】 どうぞ。

【健康づくり課長】 まず、資料 3 9 の 2 ページをお開き願います。事業名は糖尿病性腎症等重症化予防事業、新宿区国民健康保険の保健事業でございます。事業目的欄及び対象者をご覧ください。本事業は、新宿区の特定健診受診者で、医療機関で糖尿病の治療を受けているにもかかわらず、血糖や腎機能が悪い方に対して、かかりつけ医と連携した上で区が保健指導を行うという事業でございます。このことにより、糖尿病を原因とした腎症が進行して透析導入になるのを予防するというを目的とした事業でございます。

下段の事業内容でございます。要点を申し上げます。糖尿病による透析などの合併症は、新宿区でも全国と同様に課題となっております。区では国や都が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムを踏まえた保健指導事業を、昨年度本審議会でのご了承を経て、区の特定健診受診者を対象に本年度から開始しております。

本日も報告申し上げますのは、本事業の対象者への参加勧奨につきまして、本年度実施している区からの参加勧奨だけではなく、対象者のかかりつけ医からも直接対象者に参加勧奨を行うという流れを追加するため、かかりつけ医に対しまして参加勧奨業務を委託内容に加えることをご報告するものでございます。以下につきまして、恐れ入りますが資料 3 9 - 1 を併せてご覧いただければと思います。事業における流れにつきまして、変更に関連する部分についてのみご説明を申し上げます。

資料 3 9 - 1、真ん中の緑色の部分が新宿区でございます。ここから下方向に④番、参加勧奨、これを区が抽出した事業対象者に現在行っております。内容としましては、事業の内容をご案内したもの、個人情報の取扱いの説明、事業の参加をお勧めするお手紙でございます。この度、新たにつけ加える項目としまして、この緑色の部分から左側に、赤い矢印⑤、参加勧奨

対象者情報の引渡しというものでございます。これは対象者が現在通院しているかかりつけ医に対して、参加勧奨をしてほしい対象者の情報を引き渡すものでございます。これを受けて、かかりつけ医、赤い部分でございますが、下方向の赤い矢印⑥、事業対象者がこのかかりつけ医に受診した際に、この事業への参加勧奨をかかりつけ医が行うというものでございます。その前後の流れについて変更はございません。

恐れ入りますが、ホチキスどめの資料39の3ページをご覧くださいませでしょうか。業務委託内容の変更点をご説明申し上げます。4段落目、委託に伴い、事業者処理させる情報項目の欄でございます。区から情報提供し、受託者に処理させる項目として、太字部分、保健指導参加対象者に係る氏名、生年月日、住所でございます。また、6段落目の委託理由でございます。理由としましては、対象者が区からだけでなく、かかりつけ医からも事業について説明を受けることで、より安心して事業に参加することができるようになることを目的としております。そのため、こちらに太字で記載しておりますように対象者のかかりつけ医である医療機関に本事業への参加勧奨を新たに追加するものでございます。

最後の段落でございますけれども、追加業務の委託開始は来年度、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしておりますが、次年度以降も同様の委託を予定しております。

4ページにお進みます。情報保護対策につきましては、これまでと同様特記事項を付し、その内容を遵守させてまいります。それと同時に、医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに沿った情報管理も徹底するよう指導を行うなど、適正な情報保護対策を確保してまいります。ご説明は以上でございます。

【会 長】 ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。木もと委員。

【木もと委員】 かかりつけ医からのこの参加勧奨については、どのような形を想定されているのか教えてください。

【健康づくり課長】 具体的には、対象者のお名前を記しました事業案内をかかりつけ医にお渡しいたします。そのご案内をかかりつけ医から対象者にお渡しいただくということを予定してございます。また、かかりつけ医全体に対しましては、事業のご案内を年1回、健診等の事業説明会を行っておりますので、事業そのものについては、その場でご説明をする予定でございます。

【木もと委員】 かかりつけ医のほうから受診時に勧奨するような感じですかね。

【健康づくり課長】 事業の対象者は糖尿病で定期的にかかりつけ医に受診をしておりますので、委員ご指摘のように受診時にご案内するというところでございます。



【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】 仕組みのことでお聞きしたいのですが、参加勧奨対象の情報が、かかりつけ医の先生から国保連、そして新宿区を通過して、また、かかりつけ医の先生のところに行き、かかりつけ医の先生から患者さんという流れのようです。糖尿病治療中にかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている方に対して指導をするということであれば、この基準値を先生のほうに事前にお伝えしておいて、そういう患者さんがいたら先生のほうから言ってもらおうという単純な手法というのは取れないものなのではないでしょうか。

【健康づくり課長】 まず、国保連とかかりつけ医は繋がっていないという点は申し上げたいと思います。基準値をかかりつけ医のほうに分かっているのです、それでご案内することができるのではないかとご指摘かと思いますが、実際そのとおりでございます。ただ、かかりつけ医の先生がたくさん患者さんを抱えている中で、新宿区民であって新宿区の国保に加入をされ、さらに数値もかなり細かい基準を設けているものですから、その数値の対象であるかということの日々たくさん来られる患者様の中から抽出していくというのは、現実的ではないことが本年度事業を実施し、分かっておりますので、このような形で事業を実施したいと考えております。

【藤原委員】 そうすると、実際の事務作業を事実上区のほうで担保することによって、実効性を上げようという趣旨ということで理解してよろしいでしょうか。

【健康づくり課長】 ご指摘のとおりでございます。

【藤原委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 この事業について、改めて伺いたいのですが、この事業ではいろいろな健康情報だとか、氏名、性別、生年月日から始まって、かなりセンシティブな情報が取り扱われることになると思うのです。受託事業者や再委託事業者についてもこういった情報を持つことになると思うのです。委託の期間というのは、次年度以降も同様の業務委託を予定しているということで、更新、再更新ができると思うのです。そうしますと1人の特定の方について、平成30年度、31年度、令和2年度と、情報が蓄積されていくこととなるのか、あるいは、その年度ごとに事業が行われ、その年度の事業が終わると情報がクリアになって、また次の情報が来るまでその方の情報は蓄積されないのか、いずれなのでしょう。

【健康づくり課長】 受託事業者につきましては、単年度ごとで一度情報がなくなるという仕組みになってございます。

【三雲委員】 そうすると、これは特記事項のほうを見ると、契約終了時の処理が資料返還等という形で11項、12項に書かれていますが、これは年度ごとに事業が終わると消去してもらおうということを、約束しているということによろしいですか。

【健康づくり課長】 ご指摘のとおりでございます。

【会長】 よろしゅうございますか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】 教えてほしいのですが、今回、事業仕組みの中にかかりつけ医が入ってくるのですが、類似の案件がこれまでもあったかと思うのですが、かかりつけ医の事業規模もいろいろあるのではないかと思うのです。そういう意味で結構零細なところもあるのではないかと思うのですが、そういったところでの個人情報保護対策とか情報セキュリティ対策が、どの程度本当におやりになっているのかが心配なところがあるのです。その辺はどのような状況なのか。委託しているわけですから、定期的に立ち入りもおやりになっているのではないかと思います。その結果も踏まえて、どんな現状なのか、本当に大丈夫なのかというようなどころをお聞かせいただきたいと思います。

【健康づくり課長】 個々の医療機関につきましては、今、委員ご指摘があったように非常に大きいところから小さいところまで、さまざまあると私どもも認識をしております。私どものほうでは、決して大きいから安全とか小さいから心配とには捉えておりません。まずは、委託契約を、しっかり守っていただくということ、また、医療法等の診療所を運営していく上でのさまざまな法律や約束事があります。委託の中で個人情報保護対策がしっかり適正に守られているというだけではなく、法律上の何か問題があるようなことが万が一見つかった場合には、同じ保健所内に所管課がございますので、そちらとも連携し、対応をするということは可能でございますが、現状でそのようなことが起きたことはございません。

【須貝委員】 個人情報保護上、別に問題はないという現状だということですかね。

【健康づくり課長】 現状としてそのようなリスクを探知したりしたことはありませんが、この先も大丈夫と思っているわけではございません。1例1例、あるいは1事業1事業、丁寧に見ていく必要があると捉えてございます。

【須貝委員】 よろしくお願ひします。

【会長】 須貝委員、よろしゅうございますか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということによろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

次に、資料40「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

**【教育指導課長】** 教育指導課長です。本日の資料ですが、資料40、それから資料40-1、資料40-2、参考資料といたしまして参考40-1、そして参考の40-2、以上4つの資料となっております。

それでは、ご報告をさせていただきたいと思います。本制度は、児童・生徒の健全育成のために、また子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。相互連絡制度の資料といたしまして、先ほど確認させていただきましたが参考40-1に協定書の写しを、そして参考40-2にガイドラインの写しを添付させていただいております。

これから報告をさせていただきますが、恐れ入りますが個人情報保護の観点から詳細な説明については行うことができないことを、ご理解いただきますようお願い申し上げたいと思います。

それでは、資料40-1をご覧ください。警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集は2件となります。まず、ナンバー1になりますが、こちらのほうは下校時における暴力行為というところで括弧書きさせていただいております。小学校の児童が下校時に頬をたたき、また、蹴るなどのトラブルがありまして、保護者が警察に被害届を出せないか相談された内容となっております。学校は警察からの連絡を受けて、関係児童の保護者、警察、学校で面接を行いました。以後、関係は改善をし、同様のことは発生していないという報告を受けてございます。

続いて、ナンバー2、窃盗となっております。こちらのほうは中学生がマンションの敷地内に入り自転車の幼児用ヘルメットを盗んだものです。警察からの連絡を受けて、家庭とも連絡をとりながら、学校でも本人を指導いたしました。以後、同様の行為はございません。

続いて、もう1つの資料のほう、資料40-2をご覧ください。こちらは学校から警察への外部提供4件となります。まず、ナンバー1、家庭内のトラブルと記載させていただきましたが、こちらのほうは中学生が祖父母とけんかをし、家出し、家庭から学校に連絡がありました。警察に捜索の協力を求めるために学校からも連絡をとったというものでございます。生徒は無

事帰宅をいたしました。学校からも生徒への状況を確認するとともに指導を行い、以後同様の行為はございません。

続いて、ナンバー2です。こちらも家庭内トラブルとなっておりますが、中学生が家庭内で父親と双方が暴力を振るい、翌日登校した生徒の顔にあざがあったことから、子ども家庭支援センター及び警察に連絡したものです。家庭内における暴力行為であったため、学校は引き続き警視庁の少年センター、子ども家庭支援センターとも連携して対応しております。この件以降、同様のことは発生しておりません。

続いて、ナンバー3です。こちらは、カーディガン等窃盗及び異物混入となっておりますが、中学生のカーディガン、上履き等がなくなり、併せて水筒に異物の混入が疑われたことから、当該生徒の保護者とも相談をし、警察に連絡をしたものとなっております。警察では被害生徒から状況を確認するとともに友人等からの聴取を行いました。また、学校では生徒が不安な気持ちにならないよう、スクールカウンセラー等による全員面接を実施いたしました。生徒間の人間関係のトラブルはなく、以後、同様の行為は発生してございません。

最後に、ナンバー4です。こちらのほうも家庭内トラブルとなっております。こちらは小学生児童が母親と口論になり、「出ていけ」と言われたことから別の児童とともに近くの公園で寝泊まりをしたものです。時期的にはちょうど7月20日で、まだ気温が高い状況ではあったのですが、近くの公園で寝泊まりをしたというものになっております。母親は帰りが遅いので警察に届け、児童は無事帰宅しております。学校は、翌日母親からの連絡を受けて本事案のことで知り、保護者の了解を得て学校からも警察に連絡をとったものとなります。学校でも児童に事情を確認するとともに指導を行いました。子ども家庭支援センターとも連携し、対応してございます。以後、同様のことは起こっておりません。今回の報告は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】 何か答えてもらえるかどうかと思うので、質問かご意見がありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、本件は報告事項ということですので、了承ということにしておきます。それで、よろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了します。

【教育指導課長】 どうもありがとうございました。

【会 長】 ご苦労さまです。

次は、資料4-1「個人番号利用事務における情報連携項目の追加及び特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明

ください。

【生活福祉課長】 生活福祉課長です。よろしくお願いいたします。本件につきましては、生活福祉課・保護担当課の諮問・報告事項になりますが、私のほうからご説明させていただきます。

説明に入る前にまず配付資料の確認をさせていただきます。初めに、資料4-1としまして、本審議会の諮問・報告事項、続きまして資料4-1-1、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）、次に、A4の横のカラー刷りの資料4-1-2、情報連携項目一覧、以上でございます。

では、説明のほうに入らせていただきます。資料4-1の2ページをご覧ください。初めに目的です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づきまして生活保護法による生活保護事務を実施しております。本事務は生活困窮者に対しまして、困窮の程度に応じて必要な保護を行っておりますが、ここには平成30年の生活保護法一部改正により創設されました生活保護受給者の子どもの大学等への進学支援を目的とした進学準備給付金の支給も含まれております。この度、番号法が改正されまして、進学準備給付金の支給において、情報提供ネットワークを通じました他自治体との情報連携が可能となったため、改めて特定個人情報保護評価を実施しまして、必要な情報項目を追加するものになります。

2の特定個人情報保護評価の実施結果でございます。番号法に基づきまして生活保護法による生活保護の実施事務について特定個人情報保護評価を行いました。資料4-1-1の最終ページをご覧ください。表の一番下でございますように、今回の情報項目の追加に伴いまして、改めて対象人数についてしきい値判断を行ったものでございます。この特定個人情報保護評価書につきましては、新宿区の要綱に基づきまして個人情報保護委員会の提出に当たり、本審議会に報告するものでございます。

続いて、資料4-1-2をご覧ください。こちら情報連携を行う情報連携項目でございますが、この表の中の利用する情報の項目の欄に、赤字で記載をしておりますとおり進学準備給付金の支給情報としまして、給付金の支給年月及び支給額が新たに追加される項目となります。

大変恐縮ですが、再び資料4-1の2ページのほうにお戻りください。最後に4番としまして今後のスケジュールでございます。本年の1月から2月に評価書の個人情報保護委員会への提出及び公表を行います。続いて、2月から3月に生活保護システムの改修を行いまして、6月から進学準備給付金支給情報について、情報連携が開始される予定というスケジュールになってございます。雑駁ですが以上で説明を終わります。

【会 長】 本件について、ご質問かご意見がございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 資料４１の案件は、これは次の資料４２の案件がその内実であって、これについて区側として評価した結果が資料４１であるという理解でよろしいですか。

【生活福祉課長】 次の資料４２の事項について、基礎項目評価を行ったものということで、ただいまご報告させていただいたものになります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、事務局に伺いたいのですが、これはむしろ資料４２のほうを先に理解して、そちらの事業を行うことについて了承するかどうか決めた上で、それに関する評価結果を了承するかどうかという順番のほうが適当ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【会 長】 事務局のほうからご説明ください。

【区政情報課長】 今、委員からご指摘のように、この資料４１と資料４２は、関連がございますので、最終的な了承、承認については確かに一括でご説明したほうが良いかと思っております。

【会 長】 それではこれ、説明だけでも先に資料４２をやってもらいましょう。後で各議案ごとに採決します。こちらを聞いたほうが分かりいいのであれば、資料４２のご説明を先にいたしますが、よろしゅうございますか、そういう順番で。

では、議題として上程します。資料４２「進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修等について」であります。それでは、説明される方はこの件についても、資料を確認の上、ご説明ください。

【生活福祉課長】 引き続き生活福祉課長です。では、本件のご説明をさせていただきます。初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、資料４２としまして本審議会の諮問・報告事項、続きまして、Ａ４の横の図になってございます資料４２－１、新宿区における進学準備給付金に関する支給情報連携概念図、それから、資料４２－２としまして生活保護システムの記録項目一覧、最後にＡ４の横、資料４２－３、情報連携・情報項目一覧でございます。資料のほうは以上になります。

【会 長】 では、ご説明ください。

【生活福祉課長】 説明に移ります。初めに、資料４２の２ページをご覧ください。まず事業の概要でございます。事業名は「進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修等について」でございます。目的です。こちらは、いわゆる番号法の改正により進学準備給付金の支給事務において、情報提供ネット

ワークを通じた他自治体との情報連携が可能となったため、関連するシステムの整備を行うためでございます。次の対象者は、区内の生活保護受給者になります。

続いて事業内容です。1番の事業内容ですが、平成30年の生活保護法の一部改正により、生活保護受給者の子どもの大学等への進学の実施を目的とした進学準備給付金が創設され、区では平成30年6月から対象者に対して給付を行っています。令和2年1月現在、進学準備給付金に関する事務におきましては、必要な情報を取得する際に、他自治体の文書での照会及び提供が必要となっておりますが、今回の番号法の改正により令和2年6月から個人番号を用いた情報連携が可能となりました。

これを受けまして、区では番号法改正に基づく進学準備給付金支給情報の他自治体との連携について、区のイントラネットパソコンによる区の自治体中間サーバを介した情報照会、並びに団体内統合宛名等システムによる区自治体中間サーバを介した情報提供を実施しまして、保護費の適正な支給及び事務処理の利便性向上を図るものです。

なお、生活保護システムにつきましては平成20年度から導入しているものでございます。ここで資料42-1をご覧ください。他自治体との情報照会、情報提供を従来と変更後に分けて図にしたものになります。まず図の上段、従来の部分をご覧ください。現時点では進学準備給付金の支給情報の照会及び提供につきましては、文書により新宿区と他の自治体との間でやりとりを行っております。一方、下の変更後につきましては、図のとおり区の自治体中間サーバを介しまして、支給情報の照会及び提供が可能となることにより、進学準備給付金の適正な支給、事務処理の利便性向上を図るものでございます。

再び、資料42の2ページにお戻りください。2番の情報連携の概要ですが、ア、情報連携項目のとおり、支給情報として進学準備給付金の支給年月、支給額を新たに連携いたします。イの理由については記載のとおりとなります。ウの情報連携方法については、先ほどの資料42-1でご説明をさせていただいたとおりとなっております。3番の生活保護受給世帯数については、令和元年9月1日現時点で記載のとおりとなっております。

続いて、3ページをご覧ください。報告事項、「進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携の開始に伴う生活保護システム、及び団体内統合宛名等システムの改修等について」でございます。表の上から3段目、記録される情報項目です。1の個人の範囲につきましては、区内の生活保護受給者となります。2の記録項目については、こちら資料42-2、と資料42-3のとおりとなります。初めに資料42-2をご覧ください。こちらに記載されている項目は、生活保護システム及び団体内統合宛名等システムで保有している項目となります。次に、

資料4 2-3をご覧ください。こちらは区の自治体中間サーバを介して連携する情報項目となります。今回、赤字の部分が追加となる項目となります。

再び資料4 2の3ページのほうへお戻りください。新規開発・追加・変更の理由及び次の新規開発・追加・変更の内容については記載のとおりとなります。開発等委託する場合における個人情報保護対策につきましては、運用上の対策及びシステム上の対策に関しまして、3ページから4ページにかけて記載のとおり実施をいたします。新規開発・追加・変更の時期については記載のとおりでございます。

続きまして、今度は5ページのほうをご覧ください。報告事項としまして「進学準備給付金の支給にかかる個人番号の情報連携開始に伴う、生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの外部結合について」でございます。上から3段目、結合される情報項目につきましては記載のとおりでございます。結合の相手方は地方公共団体情報システム機構になります。結合する理由については記載のとおりでございます。結合の形態につきましては、LGWANを介した結合でございます。結合の開始時期と期間については令和2年6月からとなっております。

次に、情報保護対策についてです。外部結合に当たりましては、新宿区個人情報保護条例及び新宿区の情報セキュリティポリシーに基づきまして、以下の1から11に記載のとおり個人情報保護対策を講じます。

続いて、6ページをご覧ください。同じく報告事項、「進学準備給付金の支給に係る個人番号の情報連携開始に伴う生活保護システム及び団体内統合宛名等システムの改修等業務委託について」でございます。上から3段目、委託先でございますが、生活保護システムについては株式会社アイネス、団体内統合宛名等システムにつきましては日本電気株式会社になります。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目です。1の対象者ですが、「区内の生活保護受給者」となります。続きまして2の情報項目については記載のとおりでございます。続いて処理させる情報項目の記録媒体については、情報システム課が管理しています情報システム統合基盤サーバ内にあります電磁的媒体生活保護システムという形になります。委託の理由ですが、委託先は各システムの開発事業者であるため、改修業務、保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためとなります。

委託の内容としましては、1のシステム改修業務については、生活保護システムと団体内統合宛名等システムとの連携機能の追加、2の保守業務につきましてはシステムの保守・障害復旧及び運用支援問合せ対応でございます。委託の開始時期及び期限ですが、改修業務は令和2



年2月から令和2年3月31日までとなります。保守業務につきましては、改修と別に年間の保守委託契約を結んでいることから、平成31年4月から令和2年3月31日となっております。情報保護対策につきましては、運用上の対策、それからシステム上の対策に関しまして、区及び受託事業者において記載のとおり実施をいたします。雑駁ではございますが、説明のほうは以上でございます。

【会 長】 では、事務局からセキュリティアドバイザー意見の報告をお願いします。

【区政情報課長】 アドバイザー意見一覧の3行目でございます。意見としましてはシステム改修、外部結合及び業務委託ともに、運用上の対策、システム上の対策が十分だというご意見です。担当課からはシステム改修時の実データを使用した検証作業は、区が行うなどの情報保護対策を徹底するというので回答をいただいております。以上です。

【会 長】 それでは、資料42を先にやります。ここで質問が十分でない次の資料41が審議しにくいと思うので、資料42のほうから先にご質問、ご意見をお受けいたします。何かありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 この自治体中間サーバという仕組みとLGWANという仕組みを使って、情報のやりとりを連携するということはこれまでもやってきていると思うのですが、この間、何か問題が起こったような事例というのはありますか。

【会 長】 ご説明ください。事務局でしょうか。どうぞ。

【区政情報課長】 制度を開始してから、特に事件や問題というのは起こってございません。

【会 長】 よろしいですか。資料42について、ほかにご質問かご意見はございますか。

それでは、もとに戻りますが、続いて資料41についてご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】 今回、しきい値判断のところ、対象人数は1万人以上、これは生活保護受給者の方の数だと理解しましたが、今回進学準備給付金の給付をされている、この対象者の数は、どれぐらいなのでしょう。

【生活福祉課長】 進学準備給付金につきましては、一昨年に法律改正がありまして、支給実績という形になりますが、昨年度の実績、平成31年の3月時点で、進学準備給付金支給対象としましては全部で7名という状況でございます。今年度については、今ちょうど大学受験の時期でございますので、支給対象がこれから決まっていく状況でございます。

【三雲委員】 そうすると、今回の追加によって影響が出そうな数というのは、前年度は7名ですが、今年度以降に関してはどれくらいの規模を想定されているのですか。

【生活福祉課長】 毎年度、高校3年生の年代となりますので、昨年度の実績ですと高校最終学年に達したのは17名いたのが、そのうち7名が先ほど申し上げた大学等へ進学した方になります。数字は年によって上下ありますけれども、ほぼ大きく動くということはありませんので、同様の数字かと捉えているところでございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】 この評価書についてのことですが、リスク対策のところをご覧いただきますと、評価結果が書いてあり、十分であるとの評価になっています。結論としてはそうであるのかもしれませんが、審議会としては、その根拠は何ですかと聞いてみたいと思い、質問をさせていただきました。鵜呑みにするわけにはいかないと思うのです。

【生活福祉課長】 システムにつきましては、今に始まった話ではなくて過去からしっかり管理をしているところでございます。例えばリスク対策のところの3番の特定個人情報の使用というところでは、権限のないものに不正に使用されるリスクへの対策についてはシステムを扱える人間について、限られた職員にしておりますし、また、日々ログで誰がどういった情報を使用したかということはきちっと管理しております。そうしたことを踏まえまして日々きちっと誰がどういった情報をいつ使ったかということも管理しながら、不必要な照会等をしないように、そこは組織的に管理をして対策をしているというところでございます。

【会 長】 これを検討した人は誰ですか。

【生活福祉課長】 こちらについては、生活福祉課と保護担当課の業務になりますので、その両課において内容について検討したというものでございます。

【会 長】 よろしゅうございますか。ほかにご質問があれば、どうぞ。

【須貝委員】 いいです。

【会 長】 いいですか。では、ほかにも資料4-1についてご質問かご意見ございませんか。

ないようでしたら、議題としての順番の数字は違いますが、資料4-2から一応採決しましょう。資料4-2について、特別なご意見がなければ、これは報告事項3件ということなのですが、一括で了承ということによろしゅうございますか。

では、資料4-2はいずれも了承ということで終了いたします。

次に、資料4-1、これは報告事項で1件ですが、これについて特別なご意見がなければ了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件4-1も了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に 資料4-3「レセプト情報管理システムの利用に係る外部結合について（情報項目の追

加)」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、内容をご説明ください。

【生活福祉課長】引き続き生活福祉課長です。よろしく申し上げます。まず、資料の確認をさせていただきます。初めに資料43、本審議会の諮問・報告事項の資料になります。続きまして、A4の横の図になってございます資料43-1、レセプト情報管理システムにおける個人情報の流れ（平成30年10月の生活保護法改正への対応）、続いて参考資料としまして、参考の43-1、これは令和元年度第2回の本審議会で、ご了承をいただいた資料、同じく参考の43-2、こちらは平成28年度第6回の本審議会で、ご承認・ご了承いただきました資料となります。以上が本日の配付資料でございます。

それでは、説明のほうに移らせていただきます。初めに、資料43-1、こちらをまずご覧ください。こちらの「生活福祉課」と青く囲われた中に、数字の③番というところで「健康診査票（紙）の電子化（業務委託）」とあります。この部分につきましては、今年度第2回の審議会におきましてご了承をいただいたところでございます。今回、お諮りする諮問・報告事項につきましては、この電子化したデータをレセプト情報管理システムに取り込んで運用する部分、これについてお諮りするものでございます。

資料43の2ページをご覧ください。まず、事業の概要でございます。事業名は「レセプト情報管理システムの利用」でございます。初めに目的です。レセプト情報管理システムに健康診査結果を取り込み、生活保護受給者の健康課題の分析や健康管理支援対象者の抽出を行うことにより、効果的に健康管理支援事業を実施し、受給者の日常生活、社会生活の自立等を図るためでございます。対象者ですが、これについては記載のとおりでございます。

続いて、事業内容です。1の事業概要ですが、平成30年の生活保護法改正により健康管理支援事業が創設され、令和3年1月から全ての自治体で実施することが義務づけられました。区では今年度より健康管理支援事業として保健指導や受診勧奨を行っており、令和2年度からは健康診査の結果も活用して同事業を実施することといたしました。事業の実施に当たりましては、本システムに取り込んだ健康診査結果とレセプト情報を突合し、対象者を抽出する必要があるため紙データの健康診査票の電子データ化について業務委託を行いました。これについては冒頭申し上げたとおり、本年度の第2回の審議会でご了承をいただいたところでございます。

ここで資料43-1こちらをご覧ください。青く囲われている生活福祉課の隣の緑の囲いになっております「富士通エフ・アイ・ピー」、こちらをご覧ください。この2つの枠を結ぶ矢印に記載がございますとおり、区のイントラネットパソコンと本レセプト管理システムについて

は、L G W A N回線を利用して結合されております。今回、健康管理支援事業を効率的に進めるため、令和2年度からは本システムに新機能として付加されます健康データ分析機能を使用するため、外部結合される情報項目及び委託先に処理させる情報項目に、健康診査結果を追加するものでございます。

恐縮ですが、再び資料43の2ページにお戻りください。2番の対象者数ですが、こちらについては記載のとおりとなります。続いて、3ページをご覧ください。「レセプト情報管理システムの利用に係る外部結合について（情報項目の追加）」でございます。表の上から3段目、結合される情報項目ですが、太字、下線部のとおり健康診査結果が今回新たに追加となります。次に結合の相手方ですが、本システムを管理運用する富士通エフ・アイ・ピー株式会社となります。続いて結合する理由及び結合の形態につきましては、先ほど事業の概要でご説明したとおりでございます。結合の開始時期と期間につきましては、令和2年4月1日からを予定しております。情報保護対策としましては、運用上の対策、システム上の対策ともに記載のとおりに行います。

次に、5ページをご覧ください。こちらは報告事項になります。「レセプト情報管理システムのサービス提供業務の委託について（情報項目の追加）」でございます。委託に伴い事業者処理させる項目に健康診査結果を追加しております。委託の理由は記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。委託の開始時期、期限につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日を予定しており、次年度以降も継続する予定です。情報保護対策につきましては、運用上の対策、システム上の対策として、区及び受託事業者において記載のとおり実施をいたします。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】 それでは、事務局からセキュリティアドバイザー意見を報告してください。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見の一覧の下から2行目ですけれども、外部結合及び業務委託ともに運用上、システム上の対策はとられているというご意見です。担当課からはL G W A Nによる専用回線の使用、それから授受するデータの暗号化などの情報保護対策を徹底するとのご回答をいただいております。以上です。

【会 長】 本件について、ご質問かご意見がございましたらどうぞ。

ないようでしたら、これ追加項目だけなので、了承ということで終了したいと思いますよろしゅうございますか。

では、外部結合については諮問事項ですので、承認、それから業務委託については報告事項ですので、了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

続きまして資料44「新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの導入等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【文化観光課長】 文化観光課長でございます。よろしくお願いいたします。資料の確認をお願いいたします。こちら資料44、件名、「新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの導入等について」、10ページのものでございます。また、資料44-1、「収蔵品管理システムの概要図」です。資料の不足はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、説明に入らせていただきます。資料44の2ページをお開きください。事業の概要でございます。事業名、「収蔵品管理システムを利用した新宿区博物館資料データベースの運用」、担当課は、「文化観光課」です。目的は、「新宿区博物館資料データベースについて、収蔵品管理システムを利用して運用することにより、区の貴重な財産である博物館資料の管理、蓄積、利活用を効率的かつ安全に行い、区民サービスの向上に資すること」とでございます。対象者は「新宿区博物館資料の寄贈者及び寄託者」でございます。

事業内容です。1、背景です。歴史博物館ではスタンドアロンパソコン1台と、ハードディスクを使用したデータベースシステムにより、重要度、金額の高い資料約2万点を管理しておりますが、導入から10年以上を経過し保守が終了、部品も在庫薄なため機器更新が必要となっております。また、未入力 of 2万点のデータ化、一元化と区のデータの管理・監督が課題となっておりますが、現システムでは区及び平成29年に開館しました、漱石山房記念館からアクセスできないため実現が難しいものとなっております。これらの課題を解決するため、全国300館を超える博物館に資料データサービスの導入実績を持ち、高い専門性のある早稲田システム開発株式会社の収蔵管理システムを利用して、全資料のデータベース化、一元化及び区によるデータの管理・監督を行い、収蔵資料の有効活用を図ることとするものです。

2の事業実施概要です。(1)本日の諮問内容になりますが、収蔵品管理システムの導入・外部結合、(2)報告事項になりますデータ移行。後ほど両方合わせてご説明いたします。(3)入力・更新は未入力 of 資料データの入力とともに、随時、データベースの更新を行います。(4)管理は入力データの確認、データベースの管理・監督となります。(5)利活用は、新宿歴史博物館及び漱石山房記念館、両館の展示企画等のデータベースの利活用でございまして、記載の主体が行ってまいります。3の対象件数ですが、データベースに入力済のA Bランク資料数2万件、未入力 of C Dランク資料数2万件、新規受入れで年間200件ほどを見込んでございます。資料44-1「収蔵品管理システムの概要図」をご覧ください。こちら上のほう、オレンジ色の枠になっておりますところが収蔵品管理システムを表しています。こちらのデータベー

スとしては、A Bランク資料2万件、C Dランク資料2万件、新規に年200件となります。右側にメインデータセンター、それとバックアップデータセンターが記載してございます。中央のインターネット回線からつなぐものとして下の青い枠、区文化観光課のパソコン、新宿歴史博物館、漱石山房記念館のパソコンを記載しています。黄色い吹き出し、それぞれのセキュリティ対策を記載してございます。

資料44にお戻りいただき、3ページをお開きください。1件目の諮問事項となります。件名、「新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの導入について」です。保有課は「文化観光課」、登録業務の名称は「新宿区博物館資料データベースの運用」です。記録される情報項目の対象は、収蔵資料の寄贈者及び寄託者となります。記録項目として、個人情報に該当するものは、氏名、住所、電話番号、その他の資料情報につきましては記載のとおりです。記録するコンピュータとしては、収蔵品管理システムを提供する早稲田システム開発株式会社が利用するデータセンターの事業者のサーバ、それと区のイントラネット指定管理者のパソコンとなります。

新規開発の理由です。新宿区が収蔵する全資料のデータ化、一元化及び区によるデータの管理・監督を実現するため、現在のスタンドアロンパソコン及びハードディスクを廃止し、早稲田システム開発株式会社が提供する収蔵品管理システムを利用してデータベースを運用することとするものです。開発等を委託する場合における個人情報保護対策としては、収蔵品管理システムのセキュリティ対策、メインデータセンター・バックアップデータセンター等のセキュリティ対策、新宿歴史博物館及び漱石山房記念館パソコンのセキュリティ対策、それと次ページにわたりますが、区のイントラネットパソコンのセキュリティ対策について記載のとおり実施してまいります。

新規開発の時期ですが、令和2年4月に契約を行い、5月にデータ移行、収蔵管理システムの利用開始を行う予定でございます。

次に、2件目の諮問事項となります。資料44の5ページです。件名、「新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムの外部結合」について、保有課は「文化観光課」、登録業務の名称は「新宿区博物館資料データベースの運用」となります。結合される情報項目は先程の導入の説明と同様となります。結合の相手方は「早稲田システム開発株式会社」、結合する理由も導入と同様でございます。結合の形態は、区、新宿歴史博物館及び漱石山房記念館のパソコンから、インターネット経由で収蔵品管理システムにアクセスするものとなります。結合の開始時期と期間につきましては、令和2年5月からとなります。情報保護対策について

は、収蔵品管理システムのセキュリティ対策、メインデータセンター・バックアップデータセンターとのセキュリティ対策、新宿歴史博物館及び漱石山房記念館パソコンのセキュリティ対策、区イントラネットパソコンのセキュリティ対策を記載のとおり実施してまいります。

次に、7ページをお開きください。報告事項となります。件名、「新宿区博物館資料データベースの運用に係る収蔵品管理システムへのデータ移行業務及びシステム管理・保守業務の委託について」です。これは2件の委託となります。保有課は「文化観光課」、登録業務の名称は「新宿区博物館資料データベースの運用」、委託先は「早稲田システム開発株式会社」となります。委託に伴い事業者処理させる情報項目は導入の説明と同様でございます。処理させる情報項目の記録媒体は、収蔵品管理システムを提供する早稲田システム開発株式会社が利用するデータセンター事業者のサーバとなります。委託理由ですが、全資料のデータベース化、一元化及び区によるデータの管理・監督を行い、収蔵資料の有効活用を図るため既存データベースの資料情報を収蔵品管理システムに移行する必要があるため、また、上記委託先は収蔵品管理システムの開発事業者であり、システム管理・保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためとするものです。委託の内容の1点目は、データ移行業務、既存データベース内の資料データを収蔵品管理システムに移行する業務、2点目は、収蔵品管理システムの管理・保守業務となります。早稲田システム開発株式会社が提供するクラウド型博物館収蔵品管理システムについて、システムの管理及び保守業務を行うものです。委託の開始時期及び期間は、本年4月1日から令和3年3月31日までとしていますが、システムの管理と保守業務については、次年度以降も同様の業務委託を行うものです。

委託に当たり区が行う情報保護対策、運用上の対策、システム上の対策、及び次のページにございます受託事業者に行わせる情報保護対策、運用上の対策、システム上の対策については記載のとおりでございます。大変雑駁ですが説明は以上です。よろしく願いいたします。

【会 長】 事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見を報告してください。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザーの意見一覧ですが、最後の行になります。必要となる対策は十分とられているものの、さらに以下の内容について助言ということで、イントラネットPC及び指定管理者PCのセキュリティパッチは、常に最新のものを適用することということで助言がありました。担当課としましてはイントラパソコン、それから指定管理者のPCのセキュリティパッチは最新のものとしますとの回答をいただいております。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 今回、新しいシステムに移行するに当たって、氏名、住所、電話番号その他資

料情報いろいろと、収蔵品に関する情報が記録項目として上がっていますが、従前の管理体制、記録体制との間で記録項目に変更点はあるのでしょうか。

【文化観光課長】 記録内容は既存のデータと同じものを移行する予定でございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】 資料4 4-1ですが、ここでも先ほどの議案と同じように、データセンターが絡んでいます。この場合は再委託はなく、委託1本でやるということなのですが、データセンターへの新宿区の管理・監督はどのように考えて整理されているのでしょうか。

【文化観光課長】 こちらデータセンターは、メインデータセンターとバックアップデータセンターの2社がございしますが、新宿区は新規の開発ではなく、パッケージを使用いたします。区の考え方としてはメインの業者からの再委託先ということでは考えてございません。ただ、委託先を通じましてこういったデータセンターの事業者に関しては、個人情報の管理を徹底するというようなことで遵守させる予定でございます。

【会 長】 須貝委員、よろしいですか。

【須貝委員】 案件の内容によって、いろいろ違うということなのですかね。

【会 長】 事務局のほうでご説明ください。

【区政情報課長】 事前の検討でも再委託の扱いなのではないかという議論があったのですが、先ほど担当課長からもありましたように、パッケージシステムとしての契約になるということで、今回は早稲田システム開発株式会社1本の契約と整理しています。ただ、利用するデータセンターについても十分安全対策を講じる前提での契約と整理をさせていただきました。いろいろな形態の契約が増えてまいりまして、少し分かりにくい部分があるかと思いますが、今回はそうさせていただきました。

【須貝委員】 ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件はシステムの導入は諮問事項、外部結合も諮問事項となり、諮問事項が2件、それから業務委託が報告事項ということです。特別なご意見がなければ諮問事項2件について承認、報告事項1件について了承ということでよろしゅうございますか。

それでは、本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料4 5「帳票作成等業務の委託に係るデータ授受に伴うLGWAN-ASPサービス認定事業者との外部結合等について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。



【医療保険年金課長】 医療保険年金課長でございます。よろしくお願いいたします。資料でございます。資料は資料45と、資料45-1、資料45-2、資料45-3、また、参考資料として参考45-1をつけているところでございます。以上でございます。

それでは、ご説明させていただきます。資料45の2ページをお開きください。事業の概要でございます。事業の名称は、「新宿区医療保険年金課帳票作成等業務」でございます。目的でございます。帳票作成等業務委託に係る入札にあたり、こちらの業務委託につきましては既にご承認いただいている案件で、現在も実施しているものでございますが、現行の事業者要件に加えまして、新たにLGWAN-ASPサービス提供事業者の要件も追加することです。現行のCD-R等の媒体によるデータ受渡しの方法に加え、LGWANの回線を使用したより安全なデータの受渡しの方法を、候補として追加するというものでございます。データの対象者となるのは、新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯主でございます。

事業の内容でございますが、国民健康保険の督促状などの帳票等を対象に送付するに当たって、これまで帳票の作成、印字、封入封緘等を単一業者に一括で業務委託をしているものでございます。現在、データの受渡しはCD-Rを用いて基本的に業者にデータを渡すというやり方でしたが、今回それに加えてより安全性が高くCD-Rの紛失等そういったリスクがなくなるLGWAN-ASPサービスを使っていくというものでございます。

これは図で説明したほうが分かりやすいと思いますので、個人情報の流れにつきまして資料45-1-1をご覧くださいと思います。新宿区からZ社にデータを渡すところに今回LGWAN回線を新たに加えるものでございます。資料45-1-1は従来行っているやり方です。このやり方ですと、CD-R、DVD等の中に電子的データを入れ、パスワード、暗号化した状態で業者に渡し、作業終了後にそのデータを返却してもらうということでのデータ受渡しを行っているものです。今回、これをやめるわけではなくこれに加えて新たに資料45-1-2の資料でご説明するやり方、全国的に組織されている行政の中のクローズドネットワーク、安全性、セキュリティの非常に高いLGWANというネットワークの中で提供されるASPサービスが利用できる業者の場合については、現行の媒体による受渡しではなくて、その業者が提供するサービスのLGWAN内の専用ページを通じて、データを電子的に送達することができるようにするというところでございます。

こちらの送付に当たりましては、当然データの暗号化ですとか、こちらの図の丸のところにありますように、SSLによる通信暗号化など、こちらに記載のとおりの方策をしてなされるものでございます。こちらはインターネットとは基本的には接続は切れている状態のいわゆる

昔でいうイントラネットというような構造を持っていますので、より安全にデータの流出がな  
く行われるというものでございます。

資料45に戻っていただきまして、3ページの説明を簡単にさせていただきたいと思  
います。結合する情報項目ですが、こちらは、資料45-3のとおりでございます。内容につ  
きましては、説明は割愛させていただきますが、既にご承認いただいているものでござ  
います。情報保護対策です。基本的にLGWAN-ASPサービス提供事業者は、情報保護  
対策の運用上の対策2に記載してありますように地方公共団体システム機構が定める  
承認を得ないといけないことになっており、そちらの定めるガイドライン、基本  
要綱等を遵守し、そのサービスにのっとった運用をしていただくというものでござ  
います。また、問題が生じたときは区が立ち入り調査を行うとともに、地方公共団  
体システム機構にも立ち入り調査を要請していくものでございます。

続きまして、資料45の4ページでございます。こちらは報告事項となるものでは  
ありますが、今回の外部結合に伴い、これまでご承認いただいていた業務委託内容の  
追加ということになります。変更される内容は、資料では太字になっているところ  
でございます。これまでのCD-R等によるデータの受渡し方法に加えて、今回の  
LGWAN回線によるデータの受渡し方法も加えるという関連での変更となつて  
おります。セキュリティ対策等につきましても、黒字で追加される内容を記載  
しているものでございます。LGWAN回線による事務処理の流れについては、  
資料45-2ととおりでございます。

また、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、LGWANについて補足的な説明  
として、資料45-2をつけてございます。LGWANのASPサービスはどのようなものか  
ということについて簡単にご説明いたします。こちらのサービスは、このセキュリ  
ティの高いネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種の行政  
事務サービスを提供するものです。こういったサービスを活用することで、地方公  
共団体間のIT化の格差などを軽減し、地方公共団体間で、より高いサービスの  
アプリケーションの共同利用を目的とし、国規模で進めているものでござ  
います。ただ、このサービスを提供できる事業者になるためには、先ほども申し  
上げました地方公共団体情報システム機構、こちらは地方共同法人として設立  
されている団体ですが、こちらによって認証を受けた事業者のみということ  
でございます。そういった認証を受けた事業者だけが、サービス提供を行える  
ということでございます。

今回、これを加えるということは、昨今こういったサービスを利用できるという  
事業者もいらっしゃるということで、従来の受渡しの方法も十分セキュリ  
ティレベルが担保されているのです

が、よりレベルの高いサービスを提供できる事業者もおりますので、そういったことを使ってもいいと追加するものです。ただし、こちらだけに限定するには、まだ、事業者の数が少数でございますので、入札等の関係で、時期尚早と考えております。今回はどちらも利用できるということ、事業の幅を広げていくということで、今回こういった形の変更をお諮りするということでございます。説明は以上でございます。

【会 長】 どうぞ、事務局からセキュリティアドバイザーの意見報告をお願いします。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧の2ページ目になります。一番上でございます。十分な対策をとられているものの、以下の内容について助言するということで、L G W A N回線により送付するデータに付すパスワードについてはその回線を使用せず、別途手渡しや郵送などにより、別にその委託先に提供することということで助言がありました。担当課からはそのようにしますということで、簡易書留郵送等により、または手渡しでやりますとの回答をいただいております。以上です。

【会 長】 資料45-3を見ると帳票名称がたくさんあります。こういうものを送るという作業を、今ご説明いただいた流れで行うということになるのでしょうか。

【医療保険年金課長】 こちらは既にご承認いただいている業務委託で扱っている情報項目でございます。こちらのデータの受渡しの方法について、今回、別のやり方も付加するということでございます。こちら情報項目等については従来と変更はございません。

【会 長】 事務局に聞くのですが、今まで封入封緘をたくさん審議し、今後その審議はなくていいことにしたのですが、これまで議論してきた封入封緘の議題との関連というのはどうなるのでしょうか。

【区政情報課長】 最近、データそのものを業者に渡して、印刷から含めて封入・封緘まで一括して委託する形が増えてございます。その中では、まだ大多数がC Dや現物を直接渡すというやり方が多数でございました。今回、医療保険年金課の提案はL G W A N回線を使ってデータ授受を行うという方法も仕様書に盛り込みたいとのことで、入札にこれからかけるのにあたり、業務委託の内容を若干変更したいとのことでかけさせていただいております。

【会 長】 委託の内容はいいのですけれども、結局これも個人情報の外部提供をすることになり、従来どおり、今後も、新しい方法でデータを提供する場合もここにかかってくることになるのでしょうか。

【区政情報課長】 今回の案件は、基本的に業務委託内容の変更でございます。外部提供にあたるものではありませんが、区の端末と外部の端末が連携をする場合に外部結合という状態に

なります。業務委託をすることに伴い外部結合ということで、諮問をかけさせていただいてございます。今回のこの諮問は、業務委託の内容が変わることによる外部結合ということで、外部提供ではないというところが、ちょっと分かりにくくて大変恐縮しておりますが、そういった内容の諮問になってございます。

【会 長】 この件も封入封緘してもらうことになるわけですね。今後、ここに。議案として封入封緘をこのZ社に頼みますという諮問がまた出てくるのですか。

【区政情報課長】 既にお諮りしている、例えば医療保険年金課や税務課については、今後、お諮りをする予定はございません。ただ、業務委託の形態が変わった場合にはお諮りしようと考えております。

【会 長】 業務委託の形態の変更ですか。この業務委託の先も特定されているのですか。業務委託は、これ今はまだ決まっていないのですよね、今後、委託先がいろいろ変わっていく可能性がありますよね。

【区政情報課長】 はい。

【会 長】 それは、今回の今の審議で了承したら、もうおしまいということですか。自由に委託業者を決められるということですか。

【区政情報課長】 今回、業務委託の形態の変更として今日お諮りをしております。ご了承をいただきましたならば、業者が毎年変わったとしても業務内容が、このとおりであれば審議会にお諮りすることはないと考えてございます。

ほかに何かご質問かご意見は、ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 従前の電子媒体を使った場合、これは例えばCD-Rが委託先に届いて、先方のコンピュータで読み込む。コンピュータのメモリ上にデータが読み出されて、これを使って印字することになる。そうすると、特別に保存の作業をしない限り、名簿は先方のコンピュータのハードディスク等の記録には残らないと思うのですが、現状この作業によってCD-Rから読み込んだ情報は、先方の記録媒体に残さないということは約束されているのですか。それともその記録媒体に残したものを消去するというのを約束しているのですか。

【医療保険年金課長】 作業の中ではCD-Rから直接読み込み、そのまま作業を行うということは現状として考えられません。一旦、委託先のシステムの中に複製され、その段階では操作ログなど、全部作業記録された状態で、高度なセキュリティの管理下で行われるという仕様になっています。その上で、最終的に事業が終わりましたらそちらを全部消去いたします。その消去の確認を区のほうからも立ち会いも行きますし、その証明書も提出していただいております。

CD-Rを媒体とした場合は、当然CD-Rも返していただきますし、今回電子上のデータであればその消去の確認をもって、最終的にデータが業者の手元には残っていないという状態を確認し、情報漏洩等のないように対策をしていくというものでございます。

【三雲委員】 そうすると、今回のLGWANを使った場合も自動転送で、先方のコンピュータの記録が1回残って、それを使って印字をした上で終わった後、同様の手順をとって、消去してもらい、その確認をしていく、同じことが行われるということでしょうか。

【医療保険年金課長】 そのとおりでございます。

【三雲委員】 ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。藤原委員。

【藤原委員】 説明を聞いていると、今、ほとんどこれCDの形でデータを運んでいて、今後、LGWANを使える業者さんが出た場合に備えてと理解してよろしいのでしょうか。実際に今、LGWANを使っているものとCD-Rを使っているものの割合といたしますか、数的なものを教えていただきたいのですが。

【医療保険年金課長】 今のところ対応をしている事業者は3社程度と聞いております。従いまして、今そこに限定するとその3社しか入札に参加できなくなってしまいます。ただ、今後増えてくると思います。状況が変わってきまして、こちらのほうが安全性は高いですので、将来的にはこちらによる電送ということに一本化していくという方向性で、今は考えているところでございます。

【藤原委員】 そうすると、対応しているのが3社で、対応していないのは残り全部ということですかね。

【医療保険年金課長】 そうですね。

【藤原委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、外部結合につきましては諮問事項、業務委託については報告事項ですので、諮問事項について承認、報告事項について了承ということではよろしければ終了とします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件は、外部結合の諮問事項については承認、業務委託の報告事項について了承ということで終了いたします。

以上をもちまして本日の審議を終わりにしたいと思います。事務局のほうから何か追加説明がありましたら、どうぞ。

【区政情報課長】 簡単に本日机前にお配りをさせていただきました特記事項の改正後のものと、それから事務処理手順の改正後のものをお配りさせていただきました。簡潔にご報告させていただきたいと思います。

スポーツセンターの事故を受けまして、11月に総合政策部長から区としての指定管理者における個人情報保護対策の適正利用の確保に向けた対策について、ご報告をさせていただいたところでございます。総合政策部長から参考1のフロー図でご説明をしたかと思っております。そのときにもさまざまご意見をいただきまして、それらを踏まえ、個人情報保護の特記事項の改正等を決定しましたので、簡潔にご報告いたします。まず、特記事項の一部改正についてでございますが、本日配付した机上配付資料①でご説明させていただきます。主な改正の内容といたしましては、これまでは業務委託、それから指定管理の場合いずれもその契約期間、あるいは管理期間終了後に返還をするという記載の特記事項になってございましたが、ご意見を踏まえまして、終了する前であっても、資料等が不要になった場合にも、きちんと返還、消去、もしくは受渡しをするということに変更をさせていただきます。

例といたしまして、業務委託の特記事項になりますが、2ページ目、赤字で11項「資料等の返還」で朱書きになった箇所が改正されたものがございます。業務委託、それから指定管理の特記事項の改正をさせていただきました。こちらについては、新たな契約、今後発生するものについて、これを付す予定です。

それから、事務処理手順につきましては、机上配付の②でございます。ここでは1つ1つ説明はしませんが、指定管理者におきましては現場に立入りをを行うこと、そのときに確認記録表を用いること。その確認記録表については課内決済をし、公文書として保管をすること、また、ガバナンス強化のためにその写しを総合政策部のほうに提出をし、こちらでもチェックをするということを決めさせていただいている内容です。

また、業務委託についても確認記録票による確認を行い、課内決済をさせることにいたしました。以上でございます。

【会 長】 それでは、これもちまして本日の議事を終了いたします。次回の審議会開催について、確認をお願いします。

【区政情報課長】 次回は2月6日木曜日午後2時から、こちらの第3委員会室の隣の第2委員会室になります。またご案内を申し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 では、以上もちまして第7回の審議会を閉会といたします。長時間にわたりご苦労さまでした。ご協力をありがとうございました。

午後 4 時 1 8 分閉会